

- 授業事例など
 - ① “情報モラル” 授業サポートセンター
<http://sweb.nctd.go.jp/support/index.html>
 - ②インターネット活用ガイドブック、モラル・セキュリティ編 (PDF形式 7337KB)
<http://www.cec.or.jp/books/guidebook.pdf>
 - ③インターネット活用のための情報モラル指導事例集 (PDF形式 7288KB)
<http://www.cec.or.jp/books/H12/pdf/b01.pdf>
- 情報モラル教材
 - ④ネット社会の歩き方
<http://www.cec.or.jp/net-walk/>
- 保護者向け教材、教員研修会向け教材
 - ⑤ネット社会の7つの常識 安心インターネットライフ★ガイド 改訂版
<http://www.fmmc.or.jp/ejf/guide/index.html>
 - ⑥知識集約型ネットワーク社会における個人の自衛
<https://www.tokai-ic.or.jp/selfdefense/>

③ 法律の知識

インターネット上で起きるトラブルの特徴は、**保護者や先生が気がついた時には、手遅れであることが多い**ことです。場合によっては、新聞報道される事件に発展してしまうこともあります。児童生徒を犯罪者や犯罪被害者にしないためにも、先生が**正しい法律の知識を持ち**、児童生徒の指導にあたる必要があります。

また、先生自身が法令を遵守して、児童生徒や保護者の権利を尊重することも重要です。例えば、児童生徒の作文などを教育研究会のレポートに掲載する際に児童生徒ならびに保護者に使用許可を得るなどの取り

組みは、日常の学校生活の中で自然に著作権を児童生徒に意識させることができます。自分の権利が尊重されるという経験は、他人の権利を尊重する態度の育成への効果が期待できます。先生が自身の態度で教えることも大切です。

④ 問題への対処に関する知識

問題への対処については、予防教育と事後の対応があり、その両方について準備しておく必要があります。情報モラル教育には予防教育の面が多くありますが、それを充分行っていても、事件・事故が発生する可能性をゼロにすることはできません。ですから、**問題が起きた場合の対処についても知っておく**必要があります。

具体的には、事例別の相談窓口（警察、国民生活センター、弁護士会など）、掲示板への書き込みの削除請求の仕方、発信者開示請求の仕方、心のケアの必要性などです。

- 著作権法
 - 個人情報保護に関する法令（公立学校は設立母体の自治体が定める個人情報保護条例、国立大学法人は独立行政法人等個人情報保護法、私立学校は個人情報保護法）
 - 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（不正アクセス禁止法）
 - 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダー責任法）
 - 出会い系サイト規制法（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律）
 - 青少年保護条例
- *法令や法令に関する解説はインターネット上の検索サイトで検索すると簡単に情報を入手できます。必要に応じて書籍を読むとよいでしょう。

